

**経営所得安定対策等にご加入されている皆様へ
【重要なお知らせ】**

経営所得安定対策等における 自然災害等発生時の対応について

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付対象となります。この場合、被害状況等の確認が必要になりますので、必ず関係機関(地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等)にご相談ください。

耕起、播種、防除等の作業内容を記載した

圃場ごとの作業日誌を作成しておく



自然災害発生
(減収及び収穫皆無)

関係機関に相談

関係機関による被害状況の確認

自然災害等によるもので、かつ、適切な生産が行われていることが確認できれば交付対象となります。

※自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況等の確認ができず交付対象とならない場合があります。

【お問い合わせ先】

東北農政局秋田県拠点地方参事官室（経営・生産） ☎ 018（862）5720